

議案第2号

共同活動支援交付金に係る業務方法書の変更について

この会の共同活動支援交付金に係る業務方法書の変更について、別記のとおり議決を求める。

平成23年8月30日 提出

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会

会 長 眞 野 弘

※ この議案に係る事項の議決後、農林水産省農村振興局長の承認を受けるため当該事項について字句修正等の軽易な変更を行う場合は、会長においてこれを専決することができるものとし、その結果を次期の総会に報告するものとする。

「共同活動支援交付金に係る業務方法書」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>共同活動支援交付金に係る業務方法書</p> <p align="right">北海道農地・水・環境保全向上対策協議会</p>	<p>共同活動支援交付金に係る業務方法書</p> <p align="right">北海道農地・水・環境保全向上対策協議会</p>
<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第1条 本業務方法書は、農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2261 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地・水<u>保全管理支払交付金</u>交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2260 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2262 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会（以下「道協議会」という。）が行う共同活動支援交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第2章 事業の実施 [省略]</p> <p>第3章 報 告 等 [省略]</p> <p>第4章 雑 則 [省略]</p> <p>附 則（平成19年4月16日） [省略]</p> <p>附 則（平成20年4月7日） [省略]</p> <p>附 則（平成21年4月10日） [省略]</p> <p>附 則（平成22年4月8日） [省略]</p> <p><u>附 則（平成23年〇月〇日）</u></p> <p><u>1 この業務方法書は農林水産省農村振興局長の承認のあった日から施行する。</u></p> <p><u>2 この業務方法書の改正前の共同活動支援交付金に係る業務方法書により、平成22年度以前に採択された対象活動組織の申請書等の提出については、なお従前の例によることができるものとする。</u></p> <p>様式第1号～様式第26号 [省略]</p>	<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第1条 本業務方法書は、農地・水・<u>環境保全向上対策</u>実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地・水・<u>環境保全向上対策交付金</u>交付要綱（平成19年4月2日付け18農振第1868号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農地・水・<u>環境保全向上対策</u>実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会（以下「道協議会」という。）が行う共同活動支援交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第2章 事業の実施 [省略]</p> <p>第3章 報 告 等 [省略]</p> <p>第4章 雑 則 [省略]</p> <p>附 則（平成19年4月16日） [省略]</p> <p>附 則（平成20年4月7日） [省略]</p> <p>附 則（平成21年4月10日） [省略]</p> <p>附 則（平成22年4月8日） [省略]</p> <p>様式第1号～様式第26号 [省略]</p>

